

藤枝市介護福祉士業務定着事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、介護事業者が介護人材のスキルアップ支援と業務への定着を積極的に推進し、もって市内の高齢者福祉の向上を図るため、介護福祉士資格登録者への業務定着支援を行う市内の対象施設に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象施設 市内に設置された介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人福祉施設及び同条第28項に規定する介護老人保健施設、第8条に規定するその他市長が必要と認めた介護事業所をいう。ただし、法人に限る。
- (2) 介護福祉士登録 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第42条に規定する登録をいう。
- (3) 介護職員 対象施設に雇用され、入浴、排せつ、食事等の介護の業務に従事する者であって、令和5年4月1日以後に介護福祉士登録をしている者をいう。ただし、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者は除く。

(補助対象施設)

第3条 補助金の交付の対象者は、対象施設のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 対象施設が雇用する介護職員に対して、介護福祉士登録又は業務定着に係る手当を支給していること。
- (2) 前号の支給を受けた介護職員を令和5年4月1日以後、引き続き1年以上介護職員として雇用すること。

(補助の対象及び補助率)

第4条 補助の対象とする経費は、介護職員に対し支給した介護福祉士資格取得に係る受験料、登録料、登録手数料及び報奨金とする。

2 補助額は、補助の対象経費の2分の1以内とする。ただし、介護職員1人当

たり 5 万円を限度とする。

(交付の申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める日までに、次に掲げる書類を添えて補助金交付申請書（第 1 号様式）を提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第 2 号様式）
- (2) 収支予算書（第 3 号様式）
- (3) 介護職員の介護福祉士登録証の写し

(交付の決定)

第 6 条 市長は、補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（第 4 号様式）により通知する。

(交付の条件)

第 7 条 交付の決定に際しては、次に掲げる事項を条件とする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。ただし、交付決定額の 20 パーセント以内の軽微な変更についてはこの限りでない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (4) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後、5 年間保管しなければならないこと。

(変更承認)

第 8 条 補助事業者は、補助事業の変更承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて変更承認申請書（第 5 号様式）を、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書（第 2 号様式）
- (2) 変更収支予算書（第 3 号様式）

2 市長は、補助事業の変更承認申請があった場合は、内容を審査し、変更の承認をするときは、変更承認書（第 6 号様式）により通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業の完了をしたときは、補助対象事業を完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書(第7号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績書(第2号様式)
- (2) 収支決算書(第3号様式)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、その報告書に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、必要に応じ現地調査し、適合すると認めるときは、補助金交付確定通知書(第8号様式)により通知するものとする。

(請求)

第11条 補助事業者は、前条の通知を受領した日から起算して14日を経過した日までに請求書(第9号様式)を提出しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。